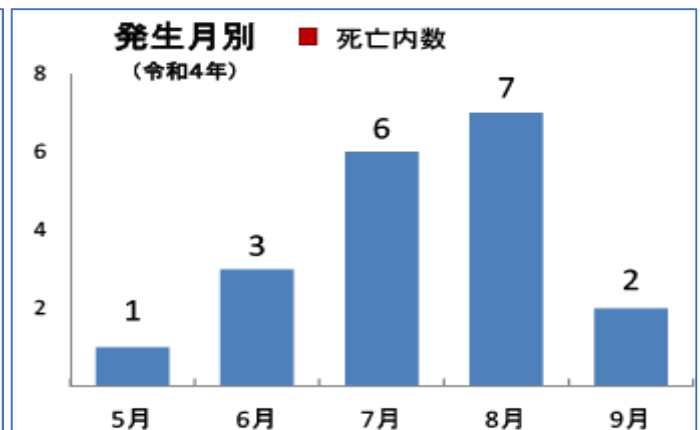
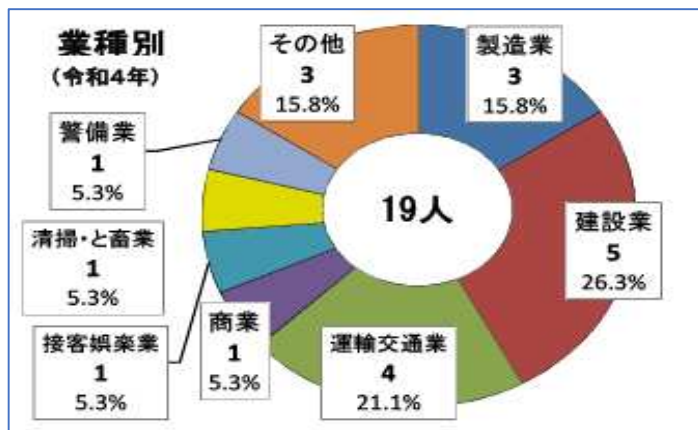
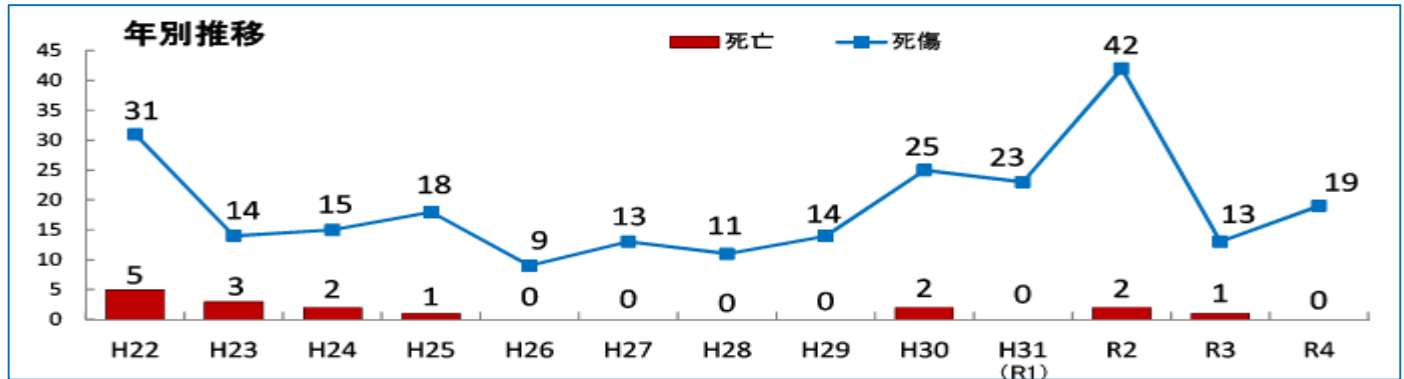


熱中症予防の取り組みをお願いします！

5月から9月は、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」期間です！

静岡県内の熱中症による死傷災害発生状況（平成22年から令和4年）



暑さ指数（WBGT値）を測定しましょう！

静岡県労働局
693 件のツイート

静岡県労働局
@SZOKMHLWitter

厚生労働省静岡県労働局公式アカウントです。雇用、労働における各種施策や静岡県内の労働基準監督署及びハローワークにおけるイベント情報等をお届けします。情報発信を目的としておりますので、このツイッターに寄せられたコメントへの返信は行わないことをご了承ください。

フォロー

QRコード

Twitter（静岡県労働局公式アカウント）にて平日2回、測定結果を公開中！

静岡県労働局
@SZOKMHLWitter

【#健康安全課 です】
労働局正面の午後1時00分時点のWBGT値は28.1℃。熱中症危険度は「**嚴重警戒**」です。のどの渴きを覚える前のこまめな水分補給が熱中症を防ぐコツです。皆さまご安全に。
jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudo...
#静岡 #労働局 #熱中症 #WBGT

午後1:13 · 2023年6月28日 · 89 件の表示



熱中症防止に向けた取組チェックリスト

□ 1 WBG値の活用

事前にWBG予測値・実況値や高温注意情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じたWBG基準値を超えることが予想される場合には、熱中症にかかる可能性が高くなるため以下の対策について徹底を図ること。

□ 2 作業環境管理

(1) WBG値の低減など

「熱を遮る遮蔽物」、「直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根」、「通風・冷房の設備」を設置すること。

(2) 休憩場所の整備など

- ア 高温多湿作業場所の近隣に、臥床することができ、冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けること。
- イ 氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けること。
- ウ 高温多湿作業場所に飲料水等(スポーツドリンクや経口補水液、塩飴等)の備付けを行うこと。



□ 3 作業管理

(1) 作業時間の短縮など

ア 作業の状況などに応じて、「単独作業の禁止」「作業の休止時間・休憩時間の長めの確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努めること。

イ 7、8月の14時から17時の炎天下等でWBG値が基準を大幅に超える場合に、原則作業を行わないこととするこも含めて作業時間の見直しを図ること。

(2) 熱への順化

高温多湿作業場所で初めて作業する作業員については、熱への順化期間を設ける等配慮すること。

(熱への順化期間については、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。)

(3) 水分・塩分の摂取、ブレイキング

- ア 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導すること。
- イ 摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図ること。
- ウ 作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減させること(アイススラリーの摂取等)

(4) 服装など(法令の規格を満たしたものに限り)

- ア 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性の良い服装(クールジャケット等)を着用させること。
- イ 直射日光下では、通気性の良い帽子(クールヘルメット等)などを着用させること。

(5) 作業中の巡視など

- ア 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業員が定期的に水分・塩分を摂取しているかどうか、作業員の健康状態に異常はないかを確認すること。
- イ 単独作業を行わないようにし、作業員同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。
- ウ 熱中症を疑わせる兆候が表れた場合においては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じること。



□ 4 健康管理

(1) 日常の健康管理など

ア 作業員に睡眠不足、体調不良、前日に飲酒している、朝食が未摂取である、感冒等による発熱、下痢等による脱水等の症状がみられる場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業員に対して日常の健康管理について指導すること。

イ 朝礼等の際にその症状等が顕著にみられる作業員については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

(2) 健康診断結果に基づく対応など

作業員が糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等の疾患を有する場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業の可否や作業時の留意事項等について、産業医・主治医の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

(3) 身体状況の確認

心機能が正常な労働員については、1分間の心拍数が数分間継続して180から年齢を引いた値を超える場合又は作業強度のピークに達した時点から1分後の心拍数が120を超える場合は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候であるので、作業中断も含めた健康管理を行うこと。

□ 5 労働衛生教育

作業を管理する者や労働員に対して、次の事項について定期的に労働衛生教育を行うこと。また、当該教育内容の実践について、日々の注意喚起を図ること。

- ① 自覚症状に関わらない水分・塩分の摂取
- ② 日常の健康管理(熱中症の予防方法を含む)
- ③ 熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候の把握(熱中症の症状及び事例)
- ④ 緊急時の救急処置及び連絡方法

□ 6 救急処置

(1) 緊急連絡網の作成・周知

あらかじめ、病院・診療所などの所在地や連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。

(2) 救急処置

作業服を脱がせ水をかけて全身を冷却させる。すぐに119番すること。



こちらには、研修用の動画も掲載されています。

職場における労働衛生対策

検索

